

## 平成27年度国民健康保険税率が決定しました

今後も皆さんが安心して医療を受けるための保険給付費等を確保するために、今年度の税率は以下のとおりとなりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

年度途中で、加入・脱退した場合は月割計算となります。

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額	国保加入者の課税標準額※ に対し 9.68%	国保加入者の課税標準額※ に対し 4.06%	40歳～64歳の国保加入者の 課税標準額※に対し 3.39%
均等割額	国保加入者1人につき 19,800円	国保加入者1人につき 12,000円	40歳～64歳の国保加入者 1人につき 12,500円
平等割額	国保加入世帯1世帯につき 17,800円		
限度額	520,000円	170,000円	160,000円

(※ 課税標準額＝前年の総所得金額－基礎控除額 33万円)

## 平成27年度の納税通知書・特別徴収開始通知書を8月14日に送付します

納税通知書がお手元に届きましたら、必ず開封して内容をご確認いただき、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

特別徴収開始通知書は、年金からの天引き額のお知らせですので、通知書にて保険税を納付する必要はありません。

## 特別徴収を口座振替に変更できます

国保に加入している方全員（世帯主含む）が65歳以上75歳未満で一定の条件を満たしている場合は、保険税を年金からの天引き（特別徴収）により納めていただくこととなりますが、申出により口座振替に変更することができます。

市役所窓口で納付方法変更申出書を提出していただくほか、金融機関等の窓口で口座振替の申し込みが別に必要となります。

### 注意事項

- ・ 随時、申出をお受けしていますが、申出時期により口座振替への切替え時期が異なります。
- ・ 納付状況によって口座振替への変更をお受けできない場合がございますのでご了承ください。
- ・ 口座振替へ変更後、滞納が生じた場合は特別徴収へ切り替わります。

## 便利な口座振替を推進しています！

口座振替納付は、あなたの指定された預貯金口座から納期限の日に自動引落で納税する便利で確実な制度です。

**申込方法** 市内の金融機関の窓口で申込用紙を備え付けてありますので、お取引のある金融機関へ、納税通知書・通帳・届出印をご持参のうえ、お申し込みください。

**取扱金融機関等** 第四銀行、北越銀行、大光銀行、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合、新潟県労働金庫、佐渡農協、羽茂農協、新潟県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

- 注意事項**
- ・ 申込した月（月末締切）の翌月分から振替納付できます。
  - ・ 納期限を過ぎた税については振替できません。
  - ・ 納税義務者が変更となった場合には、新たに申込が必要になります。